

○国家公安委員会規則第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項及び第百八条の十二の規定に基づき、指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(指定講習機関の指定)

第一条 道路交通法(以下「法」という。)第百八条の四第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は、取消処分者講習(法第百八条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以下同じ。)、初心運転者講習(同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。)又は若年運転者講習(同項第十四号に規定する講習をいう。以下同じ。)のごとに、その全部又は一部について行うものとする。

(運転適性指導員)

第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 「略」
- 二 運転適性指導(法第百八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。以下同じ。)に使用する自動車等を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 「略」
  - ロ 法第百七条の二の二第十二号又は法第百七条の五第二号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

改正前

(指定講習機関の指定)

第一条 道路交通法(以下「法」という。)第百八条の四第一項の規定による指定(以下「指定」という。)は、取消処分者講習(法第百八条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以下同じ。)又は初心運転者講習(同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。)のごとに、その全部又は一部について行うものとする。

(運転適性指導員)

第五条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 運転適性指導(法第百八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。以下同じ。)に使用する自動車等を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者であること。
- 三 「同上」
  - イ 「同上」
  - ロ 法第百七条の二の二第十二号又は法第百七条の五第三号(法第百八条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

ハ 「略」

〔四・五 略〕

(運転習熟指導員)

第七条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 「略」

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める運転免許を現に受けている者(運転免許の効力を停止されている者を除く。)であること。

〔イ〕ニ 略〕

三 「略」

四 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。

〔イ〕ニ 略〕

五 「略」

(若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)

第八条の二 法第百八条の四第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 運転適性指導員の数が若年運転者講習の業務を行うために必要な数以上であること。

二 次に掲げる設備を有すること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状

ハ 「同上」

〔四・五 同上〕

(運転習熟指導員)

第七条 「同上」

一 「同上」

二 次の区分に応じ、それぞれ次に定める運転免許を現に受けている者であること。

〔イ〕ニ 同上〕

三 「同上」

四 次の区分に応じ、それぞれ次に定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。

〔イ〕ニ 同上〕

五 「同上」

〔条を加える。〕

<p>及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース</p> <p>ロ 若年運転者講習を行うために必要な数の普通自動車（運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、若年運転者講習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。</p> <p>四 その者が若年運転者講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより若年運転者講習が不公正になるおそれがないこと。</p> <p>五 その指定を行うことによつて、若年運転者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあつては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号</p> <p>[三〇五 略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第十二条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 初心運転者講習を行う指定講習機関にあつては、初心運転者講習を終了した者の有する免許証の番号</p> <p>[三〇五 同上]</p> <p>2 [同上]</p>
---	---

備考 表中「」の記載は注記である。

## 附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行の日（令和四年五月十三日）から施行する。ただし、第五条第三号ロの改正規定は、公布の日から施行する。